

(全般)

Q1 助成対象は何ですか。

A1 助成対象となる経費の区分は次のとおりです。ただし、次の経費に該当しても、助成を受けられない場合がありますので御注意ください。(Q2参照)

①労働環境改善経費

助成対象事業者が実施する建設労働者の労働環境の改善に資する次に掲げる施設若しくは設備^{※1}又は備品^{※2}の新設、増設、改修又は購入に要する経費

1. 女性専用施設等(トイレ、更衣室、シャワー室、休憩室等)
2. 熱中症対策・防寒備品等(大型冷風機・暖房器具等)
3. その他労働環境の改善に資すると知事が認めるもの

※1 新築・増築(作業場の拡張)に係る施設等を除く。

※2 付属品等を含み、総額 10 万円以上であるものに限る。また、公共工事において積算に含まれるもの及び発注者と受注者の協議により発注者の負担で現場に設置されるものを除く。

②資格取得経費

助成対象事業者が建設労働者に取得させる建設関係資格の取得に要する経費(受講料、教材費、旅費等)

③現場見学会等開催経費

助成対象事業者が新規に入職しようとする者を対象に開催する現場見学会、講習会、体験学習及びインターンシップに要する経費とする。(広報費、機械器具等借上料、教材費、傷害保険料、参加者旅費等)

④建設事業の生産性向上に関する講習会経費

助成対象事業者が建設労働者に受講させる、生産性向上に関する講習会に要する経費(受講料、自社開催時の講師謝金、教材費等)

Q2 助成対象外となるのは、どのような場合ですか。

A2 次のとおりです。

- (1)当該年度の1月末日までに完了しない事業
- (2)申請書の提出時において既に着手されている事業

(3)同一の年度において既に助成金の交付の決定を受けた者が行う事業

(4)他の助成金等の交付を受けて行われる事業

Q3 助成対象事業に要する経費は、全額対象になりますか。

A3 全額を助成するものではありません。助成対象経費(実費相当額)に助成率2分の1を乗じた額又は上限 50 万円のいずれか低い額となります。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨ててください。また、消費税及び地方消費税は除いてください。

Q4 当社は助成対象事業者にあたりますか。

A4 助成対象事業者は、建設労働者の新規雇用の拡大に向けて職場の魅力向上・従業員定着などにつながる労働環境改善等に取り組む者のうち、次に示すとおりです。

(1)建設業の許可を受けて建設業を営む中小企業事業主であって、県内に主たる営業所を有する者であること。

(2)建設労働者を雇用して建設事業を行っていること。

(3)ハローワーク又は広島県求人情報サイト等で、県内の営業所で雇用する建設労働者に係る求人を現に行っていること。

(4)県税の滞納がないこと。

(5)過去3年間に労働関係法令に違反する重大な事実がないこと。

Q5 「建設労働者」には、建設会社で働く者はすべて含まれますか。

A5 建設事業に従事する労働者をいい、経理、営業等に従事する労働者は含みません。

Q6 宅建業など建設業以外の事業を兼業している会社でも申請できますか。

A6 助成対象事業者の要件を満たしていれば、兼業の有無は問いません。

Q7 県税の納税証明書の提出は必要ですか。

A7 必要ありません。誓約書(様式第 1-2 号)を提出してください。

Q8 事業実施後、実際に採用に至らなければ助成されませんか。

A8 結果として採用に至らなくても助成されます。県内の営業所で雇用する建設労働者に係る求人を現に行っていることを助成の要件としています。

Q9 郵送、FAX、メールでの提出は可能ですか。

A9 広島県電子申請システムで提出してください。インターネット環境がない等で電子申請が利用できない場合は、当課までご相談ください。

Q10 今年度、すでに交付を受けたのですが、対象となる別の事業を実施する予定があるため、追加で

申請したいです。交付を受けられますか。

A10 同一の年度においては、申請は1回のみできます。すでに交付を受けた場合は、追加の申請はできません。

(労働環境改善経費)

Q11 事業場の拡張(新築・増築)に合わせて既存事業場部分にトイレ等を新增設する場合、トイレ等の部分は助成対象になりますか。

A11 助成対象外です。ただし、既存事業場部分のトイレ等を改修する場合は助成対象になります。

Q12 「撤退した企業の事業場等」を譲り受け、改修する場合、助成対象になりますか。

A12 助成対象です。なお、譲り渡すために改修する場合は、助成対象外です。

Q13 建物賃貸借契約等により借りている施設を改修する場合、助成対象になりますか。

A13 助成対象外です。自社建物が対象となります。

Q14 建物賃貸借契約等により、他社に貸し出している自社建物は助成対象になりますか。

A14 申請企業以外の従業員が使用する施設は、助成対象外です。

Q15 これまで男女兼用のトイレが1つだったので、女性専用のトイレの増築を計画しています。どこまでが助成対象になりますか。

A15 増築に係る便座等一式と壁やドアの設置などが対象になります。なお、男女兼用だったトイレを男性専用に変更した部分の経費は、助成対象外です。

Q16 これまで男女兼用の更衣室が1つだったので、それを分割して、女性専用の更衣室を作ること計画しています。どこまでが助成対象になりますか。

A16 新たに追加購入するロッカー代、パーテーション代、また、扉を購入する場合は、女性側のみが対象になります。ただし、助成対象となる備品購入費は、設置料や付属品を含めて10万円以上のものに限られます(備品購入のみの場合は、10万円以上でも対象外です)。

Q17 男女共用トイレの個室を和式から洋式に改修します。助成対象になりますか。

A17 助成対象外です。ただし、男女共用トイレを女性専用トイレに改修する工事内で和式から洋式にする場合は対象になります。

Q18 既存の女性専用トイレの改修を計画しています。どこまでが助成対象になりますか。

A18 洗浄機能付き便座への変更や洗面台、疑似流水音装置等、「新たな機能の追加を伴う改修」は、対象になります(なお、助成対象となる備品購入費は、設置料や付属品を含めて10万円以上のものに限られます)。ただし、古くなったトイレ設備の更新など、既にある設備機能の向上に伴う改

修については、助成対象外です。

Q19 既存の女性更衣室の備品を新品に買い替えます。助成対象になりますか。

A19 助成対象外です。

Q20 女性専用トイレをレンタルで調達します。レンタル費用は、助成対象になりますか。

A20 助成対象外です。

Q21 女性専用トイレの改修に伴い、仮設トイレを設置します。助成対象になりますか。

A21 助成対象外です。見積書に含まれていても問題ありませんが、助成対象経費からは除きます。

Q22 自社で施工する場合は、助成対象になりますか。

A22 助成対象外です。ただし、トイレ等の備品を購入し、自社施工する場合は、備品購入費(10 万円以上)のみ助成対象となります。

Q23 大型冷風機をレンタルで調達します。レンタル費用は、助成対象になりますか。

A23 助成対象外です。

Q24 熱中症対策として空調服を複数購入し、総額 10 万円以上になりました。助成対象になりますか。

A24 助成対象外です。対象は、付属品等を含み、備品1点あたり総額 10 万円以上であるものに限り
ます。

Q25 福利厚生として事業所内に設置する設備は対象となりますか。(ジムなど)

A25 助成対象外です。直接業務に関連するもののみが対象です。

(資格取得経費)

Q26 資格を取得しようと受講したものの、取得できなかった場合、助成対象になりますか。

A26 助成対象外です。取得した資格の写しを提出することが助成条件になります。

Q27 資格取得のために要する旅費は、すべて助成対象になりますか。

A27 基本的には対象になりますが、県外等遠方への旅費の場合、その場所ではないと受講や資格取得ができない合理的な理由を示す必要があります。

Q28 資格であれば、何でも助成対象になりますか。

A28 業務上必要となる、建設関係の資格に限ります。(施工管理技士、基幹技能者等)

(現場見学会等開催経費)

Q29 ハローワークの求人対象とは異なる、高校生を対象とした現場見学会は助成対象となりますか。

A29 助成対象です。

(建設事業の生産性向上に関する講習会経費)

Q30 「建設労働者に受講させる」とありますが、建設労働者と建設労働者以外が一緒に受講する場合、助成対象になりますか。

A30 建設労働者が含まれていれば、助成対象です。

Q31 「生産性向上に関する」とは、具体的にどのような内容でしょうか。

A31 建設現場における DX(デジタルトランスフォーメーション)や ICT 技術の利用事例の紹介、活用技術の体験会等を想定しています。助成対象となるかは、講習会の実施予定内容から個別に判断します。